

# 新しい教育委員会制度がはじまりました

平成 27 年 4 月 1 日に施行された「地方教育行政の組織および運営に関する法律の一部を改正する法律」により、10 月 1 日から新教育委員会制度が始まりました。

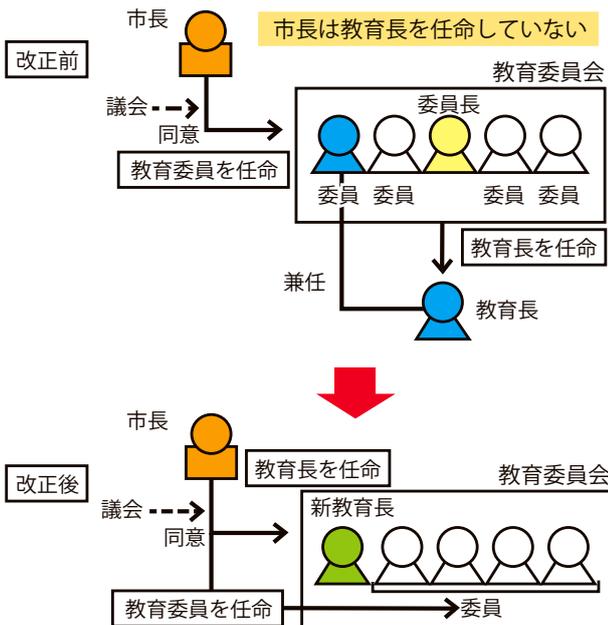
教育委員会総務課 ☎(25) 1262 総務課行政係 ☎(25) 1110

新教育委員会制度では、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることとしています。

## ポイント1 責任の明確化

### 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

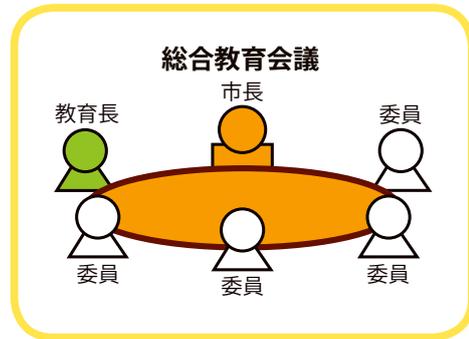
これまでは、教育委員会が教育長を任命していましたが、新教育長は議会の同意を得て市長が任命します。新教育長の任期は 3 年です。



## ポイント2 市長との連携強化

### 総合教育会議の設置

この会議では、市長と教育委員会が教育行政の方向性を共有し、一致して執行にあたるための協議や調整を行います。



## ポイント3 国との関係

### 地方に対する国の関与の見直し

いじめによる自殺の防止など、児童・生徒などの生命・身体への被害の拡大または発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示できることが固定化されました。これにより、地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようになっています。



亀川聖子さん

**教育委員**

10月1日付で、教育委員に亀川聖子さん（安楽島町）が再任されました。

教育委員会において、教育行政における重要事項や基本方針を決定していただきます。



齋藤陽二さん

10月1日付で、教育長に齋藤陽二さん（屋内町）が再任されました。

教育委員会の主宰者として、教育行政における重要事項や基本方針を決定していただきます。

**教育長・教育委員の選任**

教育委員会総務課

☎(25) 1262